

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	佐山 忠弘
登録番号又は法人番号	1 3 2 7 2 5 5 5
所属する単位会	京都府行政書士会
事務所名称	行政書士佐山法務事務所
事務所所在地	京都府京都市右京区嵯峨鳥居本北代町30番地1
処分年月日	令和3年1月8日
処分内容（種類）	廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止含む。）
上記処分をした理由	<p>佐山忠弘会員は、令和2年度前期会費について再三に亘って催告を受けるが納入せず、また、令和2年10月8日の綱紀委員会への要請にも応じず、現在も滞納状態が続いている。</p> <p>本会は、会則第13条で会員に会費の納入義務を、また、同第15条第4項で綱紀委員会開催後、なお3か月以内に会費の納入がない場合は、会員として業務を継続して行う意思がないものとみなして廃業の勧告を行うと定めており、今回、この規定に基づき廃業することを勧告する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第13条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>京都府行政書士会会則第15条第3項 前項の規定により催告を行っても、なお、定められた期限までに会費の納入が行われない場合には、綱紀委員会を開催し、その者から会員として業務を継続して行う意思の有無を確認のうえ、その意思がないと認められる者に対しては、次項に掲げる廃業の勧告等を行うものとする。</p> <p>4 前項の規定による綱紀委員会の開催後、なお3か月以内に会費の納入がない場合には、会員として業務を継続して行う意思がないものとみなして、以下の勧告を行うものとする。</p> <p>(1) 個人会員に対しては廃業の勧告 (以下略)</p>